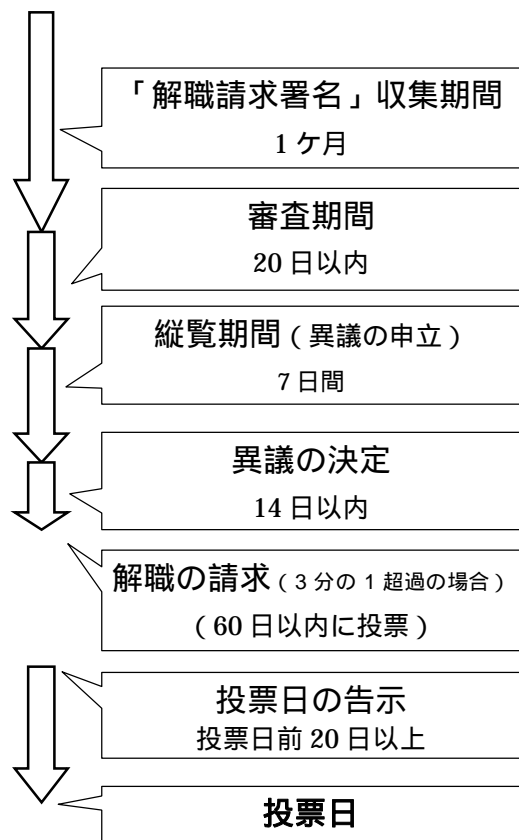


# “アカンもんはアカン” 一人一人の意志をいい町つくる流れに

## 住民投票までの流れ



議員有志6人（藤堂、建部、木村、阪東、丸山光雄、西澤）が呼びかけたりコール署名の収集が終盤を迎えています（5月14日まで）。多くの町民の方々の明確な意思が示されつつあります。今回のリコール運動を成功させて、「ならぬものは、ならぬ」をつらぬき、「世直し、町直し」の一步をすすめるようではありませんか。

今後の手続きは、集まった署名簿を選挙管理委員会に提出、選管が有効・無効の審査後、縦覧に付します。異議申立などを経て、有効署名が有権者の3分の1を超えれば、山田議員解職の本請求を行い、60日以内に「住民投票」が実施されます（左図参照）。

### 有権者の明確な 意思表示を否定する 動きに警戒を

地方自治法 74条の4  
（議員の解職請求の場合も準用する）

…次の各号に掲げる行為をした者は、4年以下の懲役もしくは禁錮または百万円以下の罰金に処す。

- 1、署名権者または署名運動者に対し、暴行もしくは威力を加え、またはこれをかどわかししたとき。
- 2、交通もしくは集会の便を妨げ、または演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害したとき。

3、署名権者または署名運動者またはその関係ある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄付その他特殊の利害関係を利用して署名権者または署名運動者を威迫したとき。

「署名に応じる・応じない自由」は保障されています。地方自治法74条の4の2号で意味しているのは、仕事や経済的取引など様々な利害関係を利用して「威迫」、つまり圧力や利益誘導などを与えてはならないと定めています。署名をしたことで何らかの圧力を受けた場合は110番または6議員までご連絡ください。

## 有権者の声【一部紹介】

あと少しの勇気が甲良町を良くするんや。

アカンものはアカンでスジを通さなかったら、いつまでたっても正直もんがバカを見る。

この署名を乗り越えなかったら、前の町政にもどってしまう。一人一人の意思を一筆に表す住民運動や。

警察も、検察も、また町も、長年、悪いことを知りながら見逃してきたで、こんなことになったんや。

水道代もワシら年金ぐらしは大変や。年金は下がる一方で、盗水みたいに不届き者が得をするようでは…。

議員をやめさせるのは当然だが、30年間盗んだ損害金は耳そろえて返してもらわなったら納得できん。

署名が目標を超え、解職が成功したら、甲良町が変わる大きな一歩となることまちがいない。

この際、「同和」と言う理由で、悪いことでも見逃してきたことを、行政も町民も「卒業」せんとアカン。

山田議員以外にも盗水疑惑が多数ある。町と警察は連携して徹底調査をせなしたら、町民の気持ちは晴れない。

### 【署名拒否の声】

どっちもどっちだと思う。

そのような問題にはかかわりたくない。

個人情報への侵害になる。

議会はこんなことしてないで、他にすることがあるはずや。

## 甲良民報

2013年5月12日 550号  
発行責任：日本共産党甲良町議員団  
連絡：甲良町在土463（西澤）  
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123  
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール [siga-koura463@jcp-nobuaki.com](mailto:siga-koura463@jcp-nobuaki.com) ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】